

広島市立大学大学院芸術学研究科履修規程

平成22年4月1日

規程 第 85 号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学大学院学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号）第19条第3項の規定に基づき、芸術学研究科（以下「研究科」という。）における授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導教員)

第2条 研究科委員会は、授業科目の履修の指導並びに修了制作、学位論文及び研究報告書に対する指導を行うために、入学後速やかに、学生ごとに指導教員を定める。

- 2 学生は、指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の指導を得て研究科長に願い出て承認を得なければならない。

(研究計画)

第3条 学生は、指導教員の指導により入学後速やかに研究計画を研究科長に届け出なければならない。

(授業科目の履修時期等)

第4条 各専攻における授業科目の履修時期及び授業時間割表は、毎学年の始めに発表する。

- 2 学生は、指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定しなければならない。

(履修の登録)

第5条 学生は、授業科目を履修しようとするときは、その授業科目について、別に定める期日までに所定の手続により履修登録を行わなければならない。

- 2 履修登録をした授業科目を変更し、又は取り消す場合は、別に定める期日までに所定の手続を行わなければならない。

(修了制作等の提出)

第6条 学生は、別に定める期日までに修了制作及び学位論文（博士前期課程においては、研究報告書）、又は修士論文を指導教員の承認を得て研究科長に提出しなければならない。

(修了制作等の審査)

第7条 修了制作及び学位論文（博士前期課程においては、研究報告書）、又は修士論文の審査については、別に定める。

（成績評価）

第8条 授業科目の成績は、試験、実技、実習及びレポートの成績を総合して評価する。

2 成績の表示は、別表のとおりとし、秀、優、良及び可を合格とし、所定の単位を与える。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、研究科における授業科目の履修方法等に關し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 別表第1の規定は、次項に定めるもののほか、平成23年度以降に入学する者について適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

3 別表第1（文化財保存学特講A、文化財保存学特講Bに係る部分に限る。）の規定は、平成22年度以降に入学した者（同年度に転入学し、又は再入学した者を含む）に適用する。

4 平成23年度以降に転入学し、又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する規定を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 別表第1及び別表第2の規定は、平成24年度以後に入学する者について適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

3 平成24年度以後に転入学し、又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において本学大学院に在学し、施行日以後引き続き在学する者に係る授業科目、単位数、卒業要件等に関しては、次条から第5条に定めるもののほか、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 別表第1の表の研究科開設科目の項の規定（デザイン史特講に係る部分に限る。）については、平成24年度以前に入学した者（同年度に転入学又は再入学した者を含む。）にも適用する。
- 4 平成25年度以後に転入学又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する規定を適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第8条関係）

| 評 値 | 評 点 |
|-----|----------|
| 秀 | 90点～100点 |
| 優 | 80点～89点 |
| 良 | 70点～79点 |
| 可 | 60点～69点 |
| 不 可 | 59点以下 |